

学校感染症による出席停止について

お子様がかかっている（と思われる）下記の病気は学校保健安全法により、他の生徒に感染するおそれのある間は、出席停止となり登校できません。

出席停止の期間は下記のとおりです。

下記の登校許可証明書を医師からご記入いただき登校させてください。なお、登校許可証明書は、担任にご提出ください。

病 名	出席停止期間（基準）
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結 核	感染のおそれなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
その他の感染症	治癒するまで、又は感染のおそれなくなるまで

登校許可証明書

年 組 番 氏 名

1 病 名 _____

2 診断年月日 令和 年 月 日

3 出席停止期間 令和 年 月 日 ～令和 年 月 日

上記の生徒は治癒、又は他の生徒に感染のおそれがないことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名または

医 師 名 _____ 印